

第135回 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

平成28年6月24日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



開催場所

当行本店3階大講堂
岡山市北区丸の内一丁目15番20号
（裏表紙の株主総会会場ご案内略図を
ご覧ください。）



議決権行使書用紙または
インターネットによる
議決権行使期限



平成28年6月23日（木曜日）
午後5時



中国銀行

目次

| | |
|--------------------------------------------|----|
| 第135回定時株主総会招集ご通知 | 1 |
| 事業報告 | 5 |
| 計算書類 | 26 |
| 連結計算書類 | 29 |
| 監査報告書 | 31 |
| 株主総会参考書類 | 34 |
| 第1号議案 剰余金の処分の件 | 34 |
| 第2号議案 定款一部変更の件 | 35 |
| 第3号議案 取締役（監査等委員である 取締役を除く。）14名選任 の件 | 42 |
| 第4号議案 監査等委員である取締役 6名選任の件 | 48 |
| 第5号議案 取締役（監査等委員である 取締役を除く。）の報酬額 設定の件 | 50 |
| 第6号議案 監査等委員である取締役 の報酬額設定の件 | 51 |
| 第7号議案 ストック・オプション報酬額 および内容決定の件 | 52 |

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら**同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出**くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

◎ 開会時刻間際には会場受付が大変混雑いたしますので、お早目のご来場をお願い申し上げます。なお、受付開始時刻は午前9時を予定しております。

株式会社 中国銀行

証券コード：8382

株 主 各 位

岡山市北区丸の内一丁目15番20号

株式会社 **中国銀行**

取締役頭取 宮長雅人

第135回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、さきの熊本地震により被災されました皆さまに対し、心よりお見舞い申し上げます。

さて、当行第135回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、**平成28年6月23日（木曜日）午後5時までに**議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月24日（金曜日）午前10時

2. 場 所 岡山市北区丸の内一丁目15番20号 当行本店3階大講堂

3. 目的事項

報告事項

- 第135期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容および計算書類の内容報告の件
- 第135期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）14名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役6名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第7号議案 ストック・オプション報酬額および内容決定の件

■ 議決権の行使についてのご案内



当日ご出席による議決権行使の場合

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。



郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、前述の行使期限までに到着するようご返送ください。



インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等による議決権を行使される場合には、「インターネット等による議決権行使のお手続きについて」（3頁～4頁）をご高覧のうえ、前述の行使期限までにご行使ください。

- (1) インターネット等により議決権を複数回行使された場合には、最後に行われたものを有効な議決権の行使として取扱います。
- (2) インターネット等と議決権行使書の両方で議決権を重複行使された場合は、インターネット等による議決権の行使を有効な議決権の行使として取扱います。

以上

- 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙に加え、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
 - 開会時刻間際には会場受付が大変混雑いたしますので、お早目のご来場をお願い申し上げます。なお、受付開始時刻は午前9時を予定しております。
 - 次の事項につきましては、法令ならびに当行定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 - ① 事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」
 - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「計算書類の注記」
 - ③ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結計算書類の注記」したがいまして、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
- また、同ウェブサイト掲載分につきましては、ご希望される株主さまには郵送させていただきますので、当行広報CSRセンター株式担当（電話086-223-3111（代表））までお申出ください。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正する必要が生じた場合は、修正内容をインターネット上の当行ウェブサイトに掲載させていただきますのでご了承ください。

当行ウェブサイト <http://www.chugin.co.jp/>

インターネット等による議決権行使のお手続きについて

インターネット等により議決権を行使される場合は、次の事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）*から、当行の指定する**議決権行使サイト** (<http://www.evote.jp/>) にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までには取扱いを休止します。）

*「iモード」は、(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

アクセス手順

1. 議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) へアクセスする

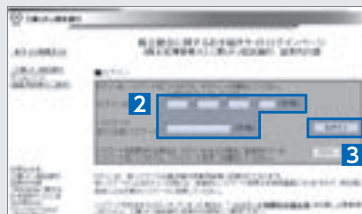
1 「次の画面へ」をクリック



2. ログインする

2 お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された
「ログインID」および「仮パスワード」を入力

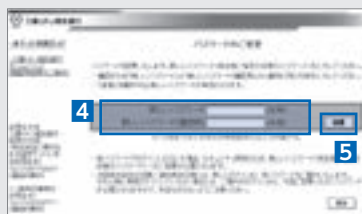
3 「ログイン」をクリック



3. パスワードを登録する

4 新しいパスワードを「新しいパスワード」入力欄と
「新しいパスワード(確認用)」入力欄の両方に入力
パスワードはお忘れにならないようご注意ください

5 「送信」をクリック



以降は画面の案内に従って各議案の賛否を入力する

1 議決権行使サイトについて

- (1) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (2) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (3) インターネットによる議決権行使は、平成28年6月23日（木曜日）午後5時まで受付いたしますが、お早めに行行使していただき、**ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。**

2 インターネットによる議決権行使方法について

- (1) **議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>)**において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主さま以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主さまのご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主さまのご負担となります。

■ 機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社「ICJ」が運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以上

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
☎ 0120-173-027（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）

第135期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果等

<主要な事業内容>

当行は、預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、信託業務、各種代理業務、債務の保証（支払承諾）、国債等公共債および証券投資信託ならびに生命保険の窓口販売、金融商品仲介業務、M&A仲介等投資銀行業務などを営んでおります。

<金融経済環境>

平成27年度の我が国経済は、前半は日経平均株価が15年ぶりの高値をつけるなど、景気の先行きへの期待が高まりました。後半は雇用・所得環境に持ち直しの動きが見られ、全体としては緩やかな回復基調をたどりましたが、新興国経済の混乱といった不安要素もあり、今後も注視が必要な状況にあります。

地元経済においては、アジア経済の減速で一部の輸出や生産活動に弱さがみられたほか、個人消費や住宅投資の一服などを背景に景況感には慎重な見方が多く、景気回復の足取りは一進一退で推移しました。

また金融面では、本年2月に日本銀行によるマイナス金利政策が導入され、市場金利は大幅に低下致しました。今後の金融・財政政策がお客さまへ与える影響を引続き注視するとともに、積極的な資金供給を通じて、地元経済の活性化に取り組む方針であります。

<事業の経過および成果>

以上のような事業環境の中、当行では平成26年度からスタートした期間3年の中期経営計画『ちゅうぎん Heart 2014』で策定した各施策を着実に実施してまいりました。当期における主な活動成果は次のとおりです。

最重要テーマである「事業性資金の増強」につきましては、当初計画を大きく上回る実績となっております。医療・再生可能エネルギーなどの成長分野や大口設備案件に加え、昨年来より重点的に取り組んできた地元中小企業向け貸出も順調に増加しております。

「地域活性化」につきましては、地域経済の活性化に向けた地元自治体との連携を強化するため、今年3月に岡山市と「地方創生に係る連携と協力に関する包括協定書」、倉敷市と「地方創生に関する包括協定書」をそれぞれ締結しました。

また、岡山県を含む瀬戸内地域の観光振興をはかるため、近隣地元銀行等と連携した「せとうち観光活性化ファンド」を組成するとともに、新設法人「株式会社瀬戸内ブランドコーポレーション」への出資や、行員1名の派遣を決定してお

ります。今後も地方創生を地域金融機関の至上命題ととらえ、積極的に取組んでまいります。

さらに、地域密着型金融を深化させる取組みとして、昨年10月に「ちゅうぎん地域応援プロジェクト」を開始しました。様々なライフステージにあるお取引先企業の事業内容や経営課題、成長可能性等を適切に評価（＝事業性評価）し、各種ニーズや課題に対して、最適なソリューションの提供に努めております。同じく昨年10月には「リサーチ&コンサルティングセンター」を新設し、地域経済や主要産業等の調査・分析機能を強化しました。今後はコンサルティング機能の強化を図ってまいります。

「海外進出支援」につきましては、国際部アジアデスクの部員を増員し、担当ブロックや専門地域を割り当て、お客さまのサポート体制を充実させております。上海やバンコク等でのビジネス交流会や、EPA・TPP活用セミナーの開催等、情報提供や人材交流に加え、タイやベトナム等における現地法人向けクロスボーダーローンを実行するなど、海外ビジネスを展開するお客さまへの支援や多様な資金調達手段の提供に努めました。

「個人ローン」につきましては、引続きお客さまの幅広いニーズに沿った商品提供に努めるとともに、テレビCMを活用した広告宣伝の増強、ホームページの改定、商品性の改善に努めた結果、当初計画を上回る残高で推移しております。

「預り資産営業」につきましては、お客さまのニーズに的確に対応した商品ラインアップを整備するとともに、グループ証券会社とも連携しながら、お客さまの資産形成サポートに注力してまいりました。

また、高齢化の進展や相続税制改正等を受け、相続・事業承継対策のニーズが高まる中、今年2月より「ちゅうぎん遺言代用信託～家族のバトン～」の取扱いを開始しました。お客さまの相続・財産承継を円満にすすめるべく、今後も積極的に支援してまいります。

「女性の活躍機会の拡大」につきましては、男性育児休業の推進など、働きやすい職場環境づくりに努めてまいりました。引続きダイバーシティの推進を経営課題としてとらえ、時間単位有給制度の新設や、育児のための所定外労働免除対象者の拡大、柔軟な介護休業取得等を実施していく方針です。

「システム戦略」におきましては、千葉銀行、第四銀行との基幹系システム共同化作業を着実に進めており、平成29年5月には新システムが稼働する予定です。システム共同利用を目的とした「TSUBASAプロジェクト」においては、システムの枠を超えた様々な連携を実施しており、TSUBASAに参加する6行間で、FinTech分野の連携として「TSUBASA金融システム高度化アライアンス」を締結しております。広域な連携を活かし、経営環境の変化に柔軟に対応していく方針です。

以上のような経済環境の中、株主ならびにお取引先の皆さま方の力強いご支援のもと、全行挙げてサービス向上と経営基盤の強化に努めました結果、次のような営業の成果となりました。

【預り資産（預金、譲渡性預金、公共債・投資信託窓口販売）】

【生命保険窓口販売】【金融商品仲介業務】

お客さまの資金運用ニーズに積極的にお応えするため、預金に加え、譲渡性預金、公共債や投資信託の窓口販売により預り資産の積み上げを図りました。

この結果、個人預り資産は前期比116億円増加し、3月末残高は4兆8,273億円となりました。また、法人預り資産は前期比592億円増加し、3月末残高は1兆4,462億円となりました。

以上を主な要因として、預り資産全体では前期比884億円増加し、3月末残高は6兆6,528億円となりました。このうち預金（譲渡性預金を含む）は前期比1,377億円増加し、3月末残高は6兆1,961億円となりました。

なお、生命保険窓口販売の期中販売実績は382億円となり、累計では5,088億円となりました。また、金融商品仲介業務による期中販売実績は1,356億円（株式446億円・外国債券等909億円）となり、累計では9,224億円（株式2,047億円・外国債券等7,176億円）となりました。

【貸出金】

事業性資金につきましては、積極的な営業を展開した結果、前期比2,284億円増加し、3月末残高は2兆5,627億円となりました。個人ローンにつきましても、商品の充実と利便性の向上により前期比304億円増加し、3月末残高は9,671億円となりました。以上を主因に貸出金全体の残高は、前期比3,076億円増加の4兆365億円となりました。

【有価証券】

有価証券運用につきましては、従来より資金利益と金利動向等リスクとのバランスに配慮しながら運用を行っております。

当期においても、本年2月に日本銀行によるマイナス金利政策が導入されるなど一層厳しい運用環境となる中、金融緩和を先取りし超長期国債を積み増すなど機動的なリスクテイクも行いましたが、貸出金が大幅に増加したこともあり、有価証券残高は前期比1,541億円減少し、3月末は3兆1,073億円となりました。

【人員】

人員につきましては、出向者を含め前期比11人増加し、3月末現在で3,193人になりました。

【償却・引当】

償却・引当につきましては、資産の健全性の維持・向上を図るため従来から厳正な資産査定により実施しております。当期は、貸倒引当金は38億円の戻入（前期は3億円の戻入）となりました。

【リスク管理債権】

リスク管理債権額につきましては、再生支援活動を通じたランクアップや直接償却ならびに債権売却によるオフバランス化を実施する等減少に努めました結果、前期比59億円減少し、3月末残高は829億円になりました。

また、リスク管理債権比率（貸出金残高に占める比率）は前期比0.32ポイント低下の3月末2.06%となりました。

なお、当行は部分直接償却を実施しておりませんが、仮に部分直接償却を実施した場合のリスク管理債権比率は前期比0.32ポイント低下の1.75%となります。

また、再生法開示債権額（総与信ベース）では、前期比57億円減少し、3月末残高は843億円となりました。また総与信比率は0.32ポイント低下し、2.04%となりました。部分直接償却を実施した場合の再生法開示債権比率は0.32ポイント低下の1.74%となります。

【損益】

本業のもうけを表すコア業務純益につきましては、経費は減少しましたが、長引く金利低下による資金利益減益の影響が大きく、前期比8億33百万円減益の301億23百万円となりました。

一方で、経常利益は貸倒引当金戻入益の発生と債券関係損益の増益により前期比48億65百万円増益の406億35百万円となりました。

この結果、当期純利益は、前期比50億24百万円増益の259億28百万円となりました。（1株当たり当期純利益131円97銭）

なお、連結ベースの経常利益は前期比43億34百万円増益の434億40百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比25億50百万円増益の272億52百万円となりました。

<当行が対処すべき課題>

人口の減少や少子高齢化の進行などで地域の社会構造が変化する中、当行を取り巻く環境は一段と厳しさを増すことが想定されます。加えて今後は、他の金融機関だけではなく、異業種プレイヤーとの競争にも拍車がかかると予想されます。

こうした環境下において、当行が地域のお客さまに選ばれ、ステークホルダーの方々から信頼され続けるためには、さらなるサービスの向上に努めていく必要があると考えております。

そのため、今年2月より「10年戦略プロジェクト」を立ち上げ、将来見通しを踏まえた中国銀行の「あるべき姿」を策定し、それを達成するための戦略を構築することとしています。

平成28年度は、各地方公共団体において策定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を実行に移す重要な1年になると考えられます。本部・営業店の役職員全員が一丸となり、産学官金の連携を強化し、これまで以上に能動的に地方創生に向けた活動を推進してまいります。

当行においても、本年度は中期経営計画『ちゅうぎん Heart 2014』の最終年度となります。各戦略目標を着実に実行し、お客さまのニーズに沿った高度な総合金融サービスの提供により地域経済の活性化に積極的に取り組んでいく方針としております。

また、コーポレートガバナンスを一層強化するため、株主総会の承認をもって監査等委員会設置会社へ移行することを平成28年4月27日開催の取締役会で決議しております。取締役会や取締役に対する監査・監督機能の強化や取締役会の審議の充実、迅速な経営判断の実践により、中長期的な企業価値の向上に努めます。

加えて、当行グループ役職員の行動の拠りどころとした「ちゅうぎんの心」を実践し、全役職員のベクトルを合わせ、中期経営計画のメインテーマである「地域社会やお客さまと相互発展する好循環の形成」をオールちゅうぎんで目指してまいります。

(2) 財産および損益の状況

(単位：億円)

| | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 預 金 | 54,925 | 56,900 | 58,945 | 60,114 |
| 定期性預金 | 21,078 | 20,876 | 20,612 | 20,612 |
| その他 | 33,847 | 36,023 | 38,333 | 39,501 |
| 貸 出 金 | 34,811 | 35,664 | 37,289 | 40,365 |
| 個人向け | 7,756 | 7,850 | 7,922 | 8,050 |
| 中小企業向け | 14,943 | 15,294 | 16,042 | 17,798 |
| その他 | 12,111 | 12,518 | 13,324 | 14,517 |
| 商品有価証券 | 30 | 23 | 23 | 19 |
| 有 価 証 券 | 30,240 | 31,431 | 32,614 | 31,073 |
| 国 債 | 11,212 | 12,268 | 13,615 | 12,069 |
| 地 方 債 | 6,548 | 6,159 | 5,175 | 5,441 |
| その他 | 12,479 | 13,004 | 13,823 | 13,562 |
| 総 資 産 | 67,453 | 69,508 | 75,894 | 77,701 |
| 内国為替取扱高 | 535,528 | 542,538 | 545,434 | 533,708 |
| 外国為替取扱高 | 9,686百万ドル | 8,244百万ドル | 8,134百万ドル | 7,367百万ドル |
| 経 常 利 益 | 27,396百万円 | 44,149百万円 | 35,770百万円 | 40,635百万円 |
| 当 期 純 利 益 | 16,960百万円 | 27,086百万円 | 20,904百万円 | 25,928百万円 |
| 1株当たり当期純利益 | 83円18銭 | 134円05銭 | 105円31銭 | 131円97銭 |
| 信 託 財 産 | 31 | 31 | 30 | 29 |
| 信 託 報 酬 | 3百万円 | 1百万円 | 1百万円 | 1百万円 |

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中平均株式数で除して算出してしております。

(3) 使用人の状況

| | 当 年 度 末 | 前 年 度 末 |
|-------------|---------|---------|
| 使 用 人 数 | 3,193人 | 3,182人 |
| 平 均 年 齢 | 38年0月 | 38年0月 |
| 平 均 勤 続 年 数 | 15年7月 | 15年8月 |
| 平 均 給 与 月 額 | 419千円 | 417千円 |

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 使用人数には、臨時雇用および嘱託は含まれておりません。
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

| | 当 年 度 末 | 前 年 度 末 |
|--------------|------------------|------------------|
| 岡 山 県 | 109店 (うち出張所 7) | 110店 (うち出張所 8) |
| 広 島 県 | 26 (—) | 26 (—) |
| 鳥 取 県 | 1 (—) | 1 (—) |
| 香 川 県 | 16 (—) | 16 (—) |
| 愛 媛 県 | 1 (—) | 1 (—) |
| 兵 庫 県 | 6 (—) | 6 (—) |
| 大 阪 府 | 1 (—) | 1 (—) |
| 東 京 都 | 1 (—) | 1 (—) |
| 国 内 計 | 161 (7) | 162 (8) |
| 海 外 | 1 (—) | 1 (—) |
| 合 計 | 162 (7) | 163 (8) |

- (注) 1. 上記のほか、当年度末において海外駐在員事務所を4か所（前年度末3か所）、店舗外現金自動設備を211か所（前年度末209か所）設置しております。
また、株式会社セブン銀行との提携による店舗外現金自動設備を20,728か所（前年度末19,355か所）、株式会社イーネットとの提携による店舗外現金自動設備を13,436か所（前年度末13,107か所）、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携による店舗外現金自動設備を11,164か所（前年度末10,778か所）それぞれ設置しております。
2. 店舗統廃合により、当年度において倉敷本町出張所を廃止いたしました。

□ 当年度新設営業所 該当ありません。

- (注) 1. 当年度における海外駐在員事務所の新設は以下のとおりであります。

| 名 称 | 所 在 地 |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| バンコク駐在員事務所 | 689 Bhiraj Tower at Em Quartier, Room No. 1901, 19th Floor, Sukhumvit Road, Klongton-nue, Wattana, Bangkok, Thailand |

2. 当年度における店舗外現金自動設備の新設は以下のとおりであります。

| 名 称 | 所 在 地 |
|------------------|-------------------|
| 小橋出張所 | 岡山市中区小橋町二丁目1番116号 |
| ハローズ緑町店出張所 | 福山市緑町1-30 |
| イオンタウン宇多津共同出張所 | 香川県綾歌郡宇多津町浜二番丁16 |
| 岡山済生会外来センター共同出張所 | 岡山市北区伊福町1-17-18 |
| 倉敷本町出張所 | 倉敷市本町3番1号 |

3. 当年度において、倉敷駅前出張所、小橋出張所、フレスタ松永店出張所の3出張所を廃止いたしました。

- ハ 銀行代理業者の一覧
該当ありません。
- ニ 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当ありません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

| | |
|---------------|-------|
| 設 備 投 資 の 総 額 | 3,356 |
|---------------|-------|

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

| 内 容 | 金 額 |
|--------|-----|
| 新築 | |
| 倉敷駅前支店 | 408 |
| 稻荷支店 | 257 |
| 改修 | |
| 本店 | 211 |
| 小橋支店 | 201 |

(6) 重要な子会社等の状況

| 会 社 名 | 所 在 地 | 主 要 業 務 内 容 | 設 立 年 月 日 | 資 本 金 | 当行が有する 子会社等の 議決権比率 | その他 |
|------------------------------------|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|----------------|-----------|--------------------------|-----|
| 株 式 会 社 C B S | 岡山市北区丸の内一丁目 15番20号 | 中国銀行の委託による 現金の精算整理業務、 大口集配金業務、印刷・製本業務、用度品 等の発送および管理配 給業務、現金自動設備 保守管理業務 | 昭和56年 5月23日 | 百万円 10 | (100.00) % 100.00 | — |
| 中 銀 事 務 セ ン タ ー 株 式 会 社 | 岡山市北区丸の内一丁目 15番20号 | 中国銀行の事務受託、 不動産評価業務 | 平成12年 9月13日 | 10 | (100.00) 100.00 | — |
| 中 銀 保 証 株 式 会 社 | 岡山市北区丸の内二丁目 10番17号 | 信用保証業務 | 昭和54年 7月2日 | 50 | (50.00) 100.00 | — |
| 中 銀 リ ー ス 株 式 会 社 | 岡山市北区丸の内一丁目 14番17号 | リース業務、割賦業務 | 昭和57年 4月8日 | 50 | (42.50) 70.00 | — |
| 中 銀 カ ー ド 株 式 会 社 | 岡山市北区柳町二丁目 11番23号 | クレジットカード業 務、信用保証業務、集 金代行業務、貸付業務 | 昭和62年 2月2日 | 50 | (50.00) 100.00 | — |
| 中 銀 ア セ ッ ト マ ネ ジ メ ン ト 株 式 会 社 | 岡山市北区柳町二丁目 11番23号 | 投資運用業および投資 助言・代理業務 | 昭和62年 11月9日 | 120 | (50.00) 100.00 | — |
| 中 銀 証 券 株 式 会 社 | 岡山市北区本町2番5号 | 証券業 | 昭和19年 8月15日 | 2,000 | (100.00) 100.00 | — |

- (注) 1. 上記7社は連結対象子会社等であります。
2. 当行が有する子会社等の議決権比率欄は、間接所有分を含む割合であり（ ）内に直接保有割合を内数で示しております。なお、小数点第3位を切り捨てて記載しております。
3. 当期の連結経常収益は129,180百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は27,252百万円であります。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称A C S）をおこなっております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称M I C S）をおこなっております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称C N S）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等をおこなっております。
4. 株式会社千葉銀行および株式会社第四銀行との間で、基幹系システムの共同化を実施することに関して、平成24年10月に基本合意しております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2. 会社役員（取締役および監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

イ 取締役および監査役の状況

(年度末現在)

| 氏名 | 地位 | 担当 | 重要な兼職 | その他 |
|-------|-------------------|------------------------------------|-------|-------|
| 宮長雅人 | (代表取締役) 取締役頭取 | 全般、秘書室、 NEXT10推進室担当 | | |
| 坪井宏通 | (代表取締役) 取締役副頭取 | 全般、監査部、 人事部担当 | | |
| 青山肇 | (代表取締役) 専務取締役 | 全般、総合企画部、 コンプライアンス部、 東京事務所担当 | | |
| 山本督憲 | 常務取締役 | 融資部、事務企画部、 市場管理部担当 | | |
| 花澤礼志 | 常務取締役 | 備後地区本部長 | | |
| 浅間義正 | 常務取締役 | 資金証券部、国際部、 総務部担当 | | |
| 福田正彦 | 常務取締役 | 営業統括部、営業企画部、 金融営業部担当 | | |
| 加藤貞則 | 常務取締役 | システム部、 リスク統括部担当 | | |
| 安東寛倫 | 取締役 | 監査部長 | | |
| 塩飽和志 | 取締役 | 四国地区本部長 | | |
| 釣井時和 | 取締役 | 倉敷支店長 | | |
| 寺坂幸治 | 取締役 | 本店営業部長 | | |
| 佐藤芳郎 | (社外) 取締役 | | | 公認会計士 |
| 立森伸康 | 常勤監査役 | | | |
| 岡崎泰夫 | 常勤監査役 | | | |
| 西田三千代 | (社外) 監査役 | | | 弁護士 |
| 古矢博通 | (社外) 監査役 | | | |
| 井上信二 | (社外) 監査役 | | | 公認会計士 |

(注) 当行は、社外取締役佐藤芳郎氏ならびに社外監査役古矢博通氏および井上信二氏を東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」として指定し、同取引所に届け出ております。

□ 事業年度中に退任した取締役

| 氏名 | 退任日 | 退任事由 | 退任時の地位 |
|-------|------------|------|--------|
| 泉 史 博 | 平成27年6月24日 | 任期満了 | 取締役会長 |
| 池 田 均 | 平成27年6月24日 | 任期満了 | 取締役 |

(参考)

当行は執行役員制度を導入しております。各執行役員の氏名、地位および担当は次のとおりであります。

(年度末現在)

| 氏名 | 地位 | 担当 |
|---------|------|--------|
| 浦 上 達 夫 | 執行役員 | 営業統括部長 |
| 原 田 育 秀 | 執行役員 | 人事部長 |
| 平 本 辰 雄 | 執行役員 | 総合企画部長 |
| 谷 口 晋 一 | 執行役員 | 津山支店長 |

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

| | 支給人数 | 報酬等 |
|-------|------|-----------|
| 取 締 役 | 16名 | 390 (135) |
| 監 査 役 | 5名 | 66 (-) |
| 計 | 21名 | 456 (135) |

- (注) 1. 報酬等の()欄には、当事業年度にかかる株式報酬型ストックオプション報酬額(取締役59百万円)、当事業年度にかかる役員に対する業績連動報酬(取締役75百万円)を内書きしております。
2. 使用人としての報酬等56百万円(うち賞与分7百万円)は、上記に含めておりません。
3. 株主総会で定められた役員に対する報酬限度額は、確定報酬380百万円(取締役300百万円、監査役80百万円)、業績連動報酬90百万円(取締役90百万円)、ストックオプション100百万円(取締役100百万円)であります。なお、当該限度額には使用人としての報酬は含んでおりません。
4. 上記には、平成27年6月24日開催の第134回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名および平成27年3月6日に逝去しました取締役1名を含んでおります。

(3) 責任限定契約

| 氏名 | 責任限定契約の内容の概要 |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 佐藤 芳郎 (社外取締役) | 当行は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役が任務を怠ったことによって生じた当行に対する損害賠償責任を法令に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。 |
| 西田 三千代 (社外監査役) | 当行は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外監査役が任務を怠ったことによって生じた当行に対する損害賠償責任を法令に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。 |
| 古矢 博通 (社外監査役) | 当行は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外監査役が任務を怠ったことによって生じた当行に対する損害賠償責任を法令に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。 |
| 井上 信二 (社外監査役) | 当行は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外監査役が任務を怠ったことによって生じた当行に対する損害賠償責任を法令に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。 |

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

重要な兼職はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

| 氏名 | 在任期間 | 取締役会への出席状況 | 取締役会における発言その他の活動状況 |
|-------------------|--------|-----------------------------------------------------------|------------------------|
| 佐藤 芳郎 (社外取締役) | 1年9ヵ月 | 当事業年度開催の取締役会13回全てに出席しております。 | 議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |
| 西田 三千代 (社外監査役) | 12年9ヵ月 | 当事業年度開催の取締役会13回全てに出席しております。また、当事業年度開催の監査役会13回全てに出席しております。 | 議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |
| 古矢 博通 (社外監査役) | 2年9ヵ月 | 当事業年度開催の取締役会13回全てに出席しております。また、当事業年度開催の監査役会13回全てに出席しております。 | 議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |
| 井上 信二 (社外監査役) | 1年9ヵ月 | 当事業年度開催の取締役会13回全てに出席しております。また、当事業年度開催の監査役会13回全てに出席しております。 | 議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

| | 支給人数 | 銀行からの報酬等 |
|--------|------|----------|
| 報酬等の合計 | 4名 | 25 |

(4) 社外役員の意見

上記(1)から(3)に関して、社外役員の特段の意見はありません。

4. 当行の株式に関する事項

- | | | |
|-------------|----------|-----------|
| (1) 株式数 | 発行可能株式総数 | 391,000千株 |
| | 発行済株式の総数 | 200,272千株 |
| (2) 当年度末株主数 | | 12,910名 |
| (3) 大株主 | | |

| 株主の氏名または名称 | 当行への出資状況 | |
|----------------------------------------------------------------------------|----------|---------|
| | 持株数等(千株) | 持株比率(%) |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 | 16,925 | 8.69 |
| 岡山土地倉庫株式会社 | 5,358 | 2.75 |
| 日本生命保険相互会社 | 4,756 | 2.44 |
| 明治安田生命保険相互会社 | 4,754 | 2.44 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 | 4,715 | 2.42 |
| 中国銀行従業員持株会 | 4,663 | 2.39 |
| 倉敷紡績株式会社 | 4,559 | 2.34 |
| シーピー化成株式会社 | 3,978 | 2.04 |
| ノーザントラストカンパニー(エイブイエフシー)リシルチェスター インターナショナルインベスターズインターナショナルパリュールエクイティトラスト | 3,143 | 1.61 |
| 静林業株式会社 | 2,500 | 1.28 |

- (注) 1. 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する持株比率が上位となる10名の株主について、持株数の順に記載しております。
2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社、日本マスタートラスト信託銀行株式会社の持株数は全て信託業務にかかる株式数であります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

| 氏名または名称 | 当該事業年度にかかる報酬等 | その他 |
|------------------------------------------------------------------|---------------|-----|
| 有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 日根野谷正人 指定有限責任社員 神田正史 指定有限責任社員 奥田賢 | 67百万円 | — |

- (注) 1. 当行および当行子法人等が当該監査法人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は82百万円です。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意をおこなっております。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

監査役会は、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断した場合には、当該会計監査人の解任の検討を行い、解任が妥当と判断した場合には、会計監査人を解任します。

また、会計監査人の職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断する場合、その他会計監査人の変更が必要と判断される場合には、監査役会は、会計監査人の解任または再任しないことに関して、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

6. 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

7. 業務の適正を確保するための体制

当行は、取締役会決議により、業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）の整備にかかる基本方針を定めております。当事業年度末日現在における当該基本方針の内容および運用状況の概要については、下記のとおりであります。これらの体制は有効に構築・運用されており、今後も管理態勢の強化および実効性のさらなる強化を図っていく方針であります。

【業務の適正を確保するための体制の整備状況の概要】

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(イ) 取締役は、当行の企業倫理を定めた「企業行動規範」および業務遂行にあたって考慮しなければならない「行動指針」に則って職務を執行し、役員に関する基本事項を定めた「役員規程」を遵守する。

取締役会については原則1か月に1回、その他必要に応じて随時開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督する。その運営にあたっては「取締役会規程」に則り、適正を確保し、法令・定款違反を未然に防止する。

また、当行は監査役会設置会社であり、各監査役が、監査役会の定める方針や分担に従って取締役の職務執行の状況を監査し、必要に応じ意見の表明や取締役の行為の差止めなど適切な措置を講じる。

(ロ) 取締役会は、反社会的勢力との関係を遮断し、断固として排除するため以下の体制を整備する。

- ① 反社会的勢力による不当要求には組織として対応し、対応する取締役および使用人の安全を確保する。
- ② 平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との緊密な連携関係を構築する。
- ③ 反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係をもたない。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶し、資金提供は絶対に行わない。
- ④ 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行う。
- ⑤ 反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事等を理由とする場合であっても、事実を隠蔽するための裏取引や資金提供は絶対に行わない。

(2) 取締役の職務執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

当行は、取締役の職務執行にかかる情報について、「取締役会規程」に基づき、関連資料とともに取締役会議事録を10年間保管し、必要に応じて閲覧可

能な状態を維持する。その他の重要書類についても「情報資産管理基準」および社内規程に則り、保存媒体毎に適切に管理する。

また、上記媒体については、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(イ) 当行は、当行の業務執行にかかる主要なリスクとして以下の①から⑤のリスクを認識し、個々のリスクの把握と管理、および統合的なリスク管理の体制を整備する。

なお、各リスクの詳細な定義については、「リスク管理基本規程」に定める。

- ① 信用リスク
- ② 市場リスク
- ③ 流動性リスク
- ④ オペレーショナル・リスク
- ⑤ その他経営に重大な影響を及ぼすリスク

(ロ) リスクに見合った十分な自己資本の充実を通じ、当行の業務の健全性および適切性を確保するため、自己資本管理体制および資産査定管理体制を整備する。

(ハ) 各種リスクの管理は、「リスク管理基本規程」に定めるリスク管理の基本方針、その他リスク管理に関する諸規程等に則り行う。また、当行の統合的リスク管理部署をリスク統括部とし、各種リスク毎の主管部署を定めるとともに、リスク管理委員会等の委員会を設置し、適正なリスク管理を行う。

(ニ) 業務計画、中期経営計画等の戦略目標策定時には、リスク管理計画を定める。また、各種リスクの管理状況については、定期的に取り締役会へ報告する。

(ホ) 不測の事態が発生した場合には、緊急対策本部の設置など体制を整備するとともに、「危機管理マニュアル」に則り損害拡大を防止すべく適切に対応する。

(4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

(イ) 当行の経営に影響を及ぼす事項は、取締役会で決議すべき重要事項として事前に会長、副会長、頭取、副頭取、専務取締役、常務取締役によって構成され、監査役が出席する常務会において議論を行い、審議する。

(ロ) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「職務権限規程」、各種諸規程等に定められた決裁権限、手続きに則り行う。

(5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(イ) 当行は、コンプライアンス体制を確保することを目的として「企業行動規範」および「行動指針」ならびに「法令等遵守規程」「コンプライアンス

マニュアル」を定める。また、就業規則その他諸規程、事務取扱要領等についても、法令および定款に適合する内容とする。

- (ロ) コンプライアンス重視の企業風土醸成のため、代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、体制の整備と法令遵守状況の把握等を行う。コンプライアンスに関する統括部署をコンプライアンス部とし、コンプライアンスに関する諸施策の検討等を行う。
- (ハ) 当行のコンプライアンスの基本方針および実施計画として、年度毎のコンプライアンスプログラムの策定・見直し、コンプライアンスチェックの定期的な実施、コンプライアンス研修の実施などコンプライアンス態勢の整備に向けた諸施策を計画的に実行する。
- (ニ) 内部監査部門として執行部門から独立した監査部を置き、使用人の職務が法令および定款等に適合することの監査を行う。
- (ホ) 法令違反その他コンプライアンスに関する事実が発見された場合には、就業規則に基づき社内通報システムである「経営ヘルプライン」等により適切に対応する。

(6) 次に掲げる体制その他の当行ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・子会社の取締役、その他これらの者に相当する者(以下「取締役等」という)の職務の執行にかかる事項の当行への報告に関する事項
 - ・子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- (イ) 中国銀行グループ各社における業務の適切性の確保および実効性ある経営管理を行うため、「中国銀行グループ運営規程」を定める。中国銀行グループ各社では、当行の各種規程に準じて諸規程を定めるとともに、各社の業務内容・組織形態にふさわしい体制整備を行い、業務の適正を確保する。
 - (ロ) 当行では、中国銀行グループ各社に対し協議・報告に関する基準を定め、その基準に従い当行への決裁・報告を受ける体制を基礎としたグループ各社の経営管理を行う。当行での決裁・報告事項のうち、重要な事項については、当行監査役へ報告する。また、当行は、グループ会社と監査契約を締結し、内部監査を実施する。
 - (ハ) 中国銀行グループ各社では「リスク管理基本規程」を定め、個々のリスクの把握と管理、統合的なリスク管理の体制を整備するとともに、「中国銀行グループ運営規程」に則り所定事項について協議・報告を行う。また、

不測の事態が発生した場合には「危機管理マニュアル」に則り、損害拡大を防止すべく適切な対応を行う。

(二) 中国銀行グループ各社の取締役会の決定に基づく業務執行については、「職務権限規程」ほか各種規程を整備し、定められた決裁権限、手続きに則り行う。

(ホ) 中国銀行グループ各社ではコンプライアンス体制を確保するため、「企業行動規範」「行動指針」ならびに「コンプライアンスマニュアル」を定める。また、就業規則その他諸規程等についても法令および定款に適合する内容とする。

(ハ) 中国銀行グループでは、グループ各社の社内不正事件を直接グループトップに通報できる中国銀行グループの「経営ヘルプライン」に関する規程を定め、その適切な運用を維持する。

(ト) グループ各社は、当行からの経営管理・経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合、当行監査役に報告する。

(チ) 中国銀行グループは、会計に関する法令や基準等を遵守し、グループの財務報告の適正性を確保するための内部管理体制を整備する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(イ) 当行は、監査役の職務を補助すべき使用人として秘書室に監査役補佐を置く。

(ロ) 監査役補佐は、取締役の業務執行にかかる業務を兼務せず、監査役の命に基づく監査役監査に関する調査・企画・管理・指導を行うことを規定する。また、監査役補佐の人事考課、人事異動については、事前に監査役と協議し、同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

(8) 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制
- ・ 子会社の取締役、監査役、その他これらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制
- ・ 当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(イ) 取締役および使用人は、「監査役への報告基準」に基づき、当行の経営に影響を及ぼす重要な事項その他必要な事項について、適時に監査役に報告する。

前記に関わらず、監査役は必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができる。

(ロ) 子会社の取締役、監査役、その他これらの者から報告を受けた者は、「中国銀行グループ運営規程」ならびに「関連会社協議・報告運用基準」に基づき、当行の経営に影響をおよぼす重要な事項その他必要な事項について、適時に監査役へ報告する。

(ハ) 当行および子会社は、役職員が当該報告をしたことを理由として、報告者に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いも行わない。

(9) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

当行は「監査役監査基準」により、監査役会が職務の執行上必要と認める費用についてあらかじめ予算を計上する。ただし、緊急または臨時に支出した費用については、事後、当行に償還を請求することができる。

(10) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

当行は、「監査役会規程」ならびに「監査役監査基準」により、経営に重要な影響を及ぼす意思決定を行う会議への監査役への出席、重要書類の監査役等への回覧、内部監査部門・会計監査人との連携等を通じ、監査役職務の執行の実効性確保に努める。

また、代表取締役は監査役会との定期的な意見交換を行い、当行が対処すべき課題、監査役監査の環境整備等について相互認識を深める。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

当行では、業務の適正を確保するための体制の運用状況を定期的に取り締役に報告し、必要に応じて見直しを行っております。

当該事業年度においては、平成27年5月1日に施行された改正会社法および改正会社法施行規則に対応するため、平成27年5月12日開催の取締役会において新たな内部統制システムとそれに関連する規程の改正を決議しました。

上記業務の適正を確保するための体制の平成27年5月1日以降の主な運用状況は、次のとおりであります。

1. 取締役職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・「取締役会規程」に基づき、原則月1回の取締役会を開催し、法令または定款に定められた事項および経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役職務の執行の監督を行っております。なお、当該期間におきましては、取締役会を12回開催しております。

- ・弁護士1名、公認会計士2名を含む4名の社外取締役・社外監査役により、取締役に対する監督・監査機能の実効性を強化しております。
- ・不正行為等の発生が懸念された場合の内部通報窓口として、平成27年8月に業務執行ラインから独立した監査役を追加しております。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当行の業務執行にかかる主要なリスクを適切に管理するため、ALM委員会、リスク管理委員会、オペレーショナル・リスク管理委員会、与信管理委員会等を設置しております。各委員会の役割と当該期間における開催状況は次のとおりであります。

- ・ALM委員会
金利為替予測、内外資金に関する安定的収益確保策、収益の月次実績の分析ならびに今後の方針・施策を主に審議しており、12回開催しております。
- ・リスク管理委員会
信用リスク・市場リスク・流動性リスク等のリスク管理全般に関する事項を主に審議しており、16回開催しております。
- ・オペレーショナル・リスク管理委員会
オペレーショナル・リスク、危機管理計画、その他重要なリスクに関する事項を主に審議しており、9回開催しております。
- ・与信管理委員会
大口与信先に関する案件の協議、融資スキームに関するリスクの所在の検証を主に審議しており、27回開催しております。

3. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・コンプライアンス重視の企業風土醸成のため、代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しており、当該期間におきましては16回開催しております。
- ・外部の顧問弁護士のみならず、社内弁護士を2名配置し、法律問題について随時相談できる体制としております。
- ・コンプライアンスを全行員に周知徹底するため、本部においてテーマを定め、全部署ごとに毎月コンプライアンス勉強会を実施しております。

4. 当行ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・グループ各社では、当行の各種規程に準じて諸規程を定めるとともに、各社の業務内容・組織形態にふさわしい体制整備を行い、業務の適正性を確保しております。

- ・ 当行は、グループ各社に対し協議・報告に関する基準を定め、その基準に従い当行からの決裁・指示を受ける体制を徹底することにより、グループ各社の経営管理を行っております。当該協議・報告のうち重要な事項については、当行監査役へ報告しております。
- 5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
- ・ 平成27年10月、監査役の要請により監査役の職務を補助すべき使用人を1名増員し、2名としております。
- 6. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- ・ 監査役会は、社外監査役3名を含む監査役5名で構成されています。当該期間において監査役会は12回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。
 - ・ 監査役は監査部と随時意見交換会を実施しており、さらに、毎月開催される内部監査報告会・監査結果意見交換会への出席、年2回開催される「監査役・外部監査人・監査部との意見交換会」により、相互の連携を図っております。

8. 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

9. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

10. 会計参与に関する事項

該当ありません。

第135期末 (平成28年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---------------|-----------|----------------|-----------|
| 【資産の部】 | | 【負債の部】 | |
| 現金預け金 | 486,898 | 預金 | 6,011,426 |
| 現金 | 36,094 | 当座預金 | 241,932 |
| 預け金 | 450,804 | 普通預金 | 3,434,400 |
| コールローン | 7,434 | 貯蓄預金 | 139,173 |
| 買入金銭債権 | 20,636 | 通知預金 | 20,976 |
| 商品有価証券 | 1,940 | 定期預金 | 2,060,869 |
| 商品国債 | 655 | 定期積金 | 386 |
| 商品地方債 | 1,284 | その他の預金 | 113,686 |
| 金銭の信託 | 20,000 | 譲渡性預金 | 184,760 |
| 有価証券 | 3,107,325 | コールマネー | 250,049 |
| 国債 | 1,206,938 | 債券貸借取引受入担保金 | 515,791 |
| 地方債 | 544,125 | 借入金 | 176,272 |
| 社債 | 425,668 | 借入金 | 176,272 |
| 株式 | 169,369 | 外国為替 | 110 |
| その他の証券 | 761,224 | 売渡外国為替 | 52 |
| 貸出金 | 4,036,587 | 未払外国為替 | 58 |
| 割引手形 | 31,823 | 信託勘定債 | 106 |
| 手形貸付 | 106,574 | その他負債 | 42,652 |
| 証書貸付 | 3,469,464 | 未払法人税等 | 4,542 |
| 当座貸越 | 428,725 | 未払費用 | 3,103 |
| 外国為替 | 10,777 | 前受収益 | 1,749 |
| 外国他店預け | 9,104 | 給付補填備金 | 0 |
| 買入外国為替 | 53 | 金融派生商品 | 21,502 |
| 取立外国為替 | 1,619 | リース債務 | 3,447 |
| その他資産 | 33,226 | その他の負債 | 8,305 |
| 前払費用 | 1,996 | 賞与引当金 | 1,454 |
| 未収収益 | 10,209 | 退職給付引当金 | 20,943 |
| 先物取引差入証拠金 | 262 | ポイント引当金 | 60 |
| 先物取引差金勘定 | 6 | 睡眠預金払戻損失引当金 | 1,057 |
| 金融派生商品 | 16,240 | 繰延税金負債 | 20,969 |
| その他の資産 | 4,511 | 支払承諾 | 32,850 |
| 有形固定資産 | 43,196 | 負債の部合計 | 7,258,506 |
| 建物 | 14,195 | 【純資産の部】 | |
| 土地 | 20,471 | 資本金 | 15,149 |
| 有形リース資産 | 3,465 | 資本剰余金 | 6,286 |
| 建設仮勘定 | 0 | 資本準備金 | 6,286 |
| その他の有形固定資産 | 5,064 | 利益剰余金 | 391,580 |
| 無形固定資産 | 6,094 | 利益準備金 | 15,149 |
| ソフトウェア仮勘定 | 5,953 | その他利益剰余金 | 376,431 |
| その他の無形固定資産 | 140 | 特別償却準備金 | 5 |
| 支払承諾見返 | 32,850 | 固定資産圧縮積立金 | 523 |
| 貸倒引当金 | △36,784 | 別途積立金 | 347,600 |
| 資産の部合計 | 7,770,184 | 繰越利益剰余金 | 28,302 |
| | | 自己株式 | △7,915 |
| | | 株主資本合計 | 405,100 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 113,030 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | △6,761 |
| | | 評価・換算差額等合計 | 106,268 |
| | | 新株予約権 | 308 |
| | | 純資産の部合計 | 511,677 |
| | | 負債及び純資産の部合計 | 7,770,184 |

第135期 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 | |
|---------------------|--------|---------|
| 経常収益 | | 113,236 |
| 資金運用収益 | 77,137 | |
| 貸出金利息 | 42,622 | |
| 有価証券利息配当金 | 33,777 | |
| コールローン利息 | 77 | |
| 預け金利息 | 410 | |
| その他の受入利息 | 250 | |
| 信託報酬 | 1 | |
| 役務取引等収益 | 19,172 | |
| 受入為替手数料 | 5,737 | |
| その他の役務収益 | 13,435 | |
| その他業務収益 | 4,844 | |
| 外国為替売買益 | 24 | |
| 国債等債券売却益 | 4,311 | |
| 金融派生商品収益 | 506 | |
| その他の業務収益 | 3 | |
| その他経常収益 | 12,080 | |
| 貸倒引当金戻入益 | 3,861 | |
| 償却債権取立益 | 0 | |
| 株式等売却益 | 5,126 | |
| 金銭の信託運用益 | 12 | |
| その他の経常収益 | 3,079 | |
| 経常費用 | | 72,600 |
| 資金調達費用 | 7,121 | |
| 預金利息 | 2,221 | |
| 譲渡性預金利息 | 196 | |
| コールマネー利息 | 1,607 | |
| 債券貸借取引支払利息 | 1,134 | |
| 借入金利息 | 303 | |
| 金利スワップ支払利息 | 1,627 | |
| その他の支払利息 | 30 | |
| 役務取引等費用 | 4,149 | |
| 支払為替手数料 | 883 | |
| その他の役務費用 | 3,265 | |
| その他業務費用 | 2,572 | |
| 商品有価証券売却損 | 3 | |
| 国債等債券売却損 | 2,568 | |
| 営業経費 | 55,538 | |
| その他経常費用 | 3,219 | |
| 株式等売却損 | 1,586 | |
| 株式等償却 | 190 | |
| 金銭の信託運用損 | 182 | |
| その他の経常費用 | 1,259 | |
| 経常利益 | | 40,635 |
| 特別利益 | | 46 |
| 固定資産処分益 | 46 | |
| 特別損失 | | 394 |
| 固定資産処分損 | 269 | |
| 減損損失 | 124 | |
| 税引前当期純利益 | | 40,288 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 11,006 | |
| 法人税等調整額 | 3,352 | |
| 法人税等合計 | | 14,359 |
| 当期純利益 | | 25,928 |

(ご参考)

第135期末 (平成28年3月31日現在) 信託財産残高表

(単位：百万円)

| 資産 | 金額 | 負債 | 金額 |
|--------|-------|--------------|-------|
| 有価証券 | 18 | 金銭信託 | 140 |
| 有形固定資産 | 2,805 | 土地及びその定着物の信託 | 2,769 |
| その他債権 | 1 | 包括信託 | 64 |
| 銀行勘定貸 | 103 | | |
| 現金預け金 | 43 | | |
| 合計 | 2,974 | 合計 | 2,974 |

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 元本補てん契約のある信託については下表のとおりです。

元本補てん契約のある信託
金銭信託

| 資産 | 金額 | 負債 | 金額 |
|-------|----|----|----|
| 銀行勘定貸 | 3 | 元本 | 3 |
| 計 | 3 | 計 | 3 |

連結貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|----------------|------------------|--------------------|------------------|
| 【資産の部】 | | 【負債の部】 | |
| 現金預け金 | 486,908 | 預金 | 6,003,852 |
| コールローン | 7,434 | 譲渡性預金 | 176,260 |
| 買入金銭債権 | 22,483 | コールマネー | 250,049 |
| 商品有価証券 | 1,940 | 債券貸借取引受入担保金 | 515,791 |
| 金銭の信託 | 23,200 | 借入金 | 184,631 |
| 有価証券 | 3,106,170 | 外国為替 | 110 |
| 貸出金 | 4,033,232 | 信託勘定借 | 106 |
| 外国為替 | 10,777 | その他負債 | 58,374 |
| リース債権及びリース投資資産 | 17,728 | 賞与引当金 | 1,571 |
| その他資産 | 46,813 | 役員賞与引当金 | 28 |
| 有形固定資産 | 43,442 | 退職給付に係る負債 | 31,724 |
| 建物 | 14,236 | 役員退職慰労引当金 | 58 |
| 土地 | 20,451 | 睡眠預金払戻損失引当金 | 1,057 |
| リース資産 | 2,943 | ポイント引当金 | 95 |
| その他の有形固定資産 | 5,811 | 特別法上の引当金 | 7 |
| 無形固定資産 | 6,129 | 繰延税金負債 | 17,447 |
| ソフトウェア仮勘定 | 5,981 | 支払承諾 | 32,850 |
| その他の無形固定資産 | 148 | 負債の部合計 | 7,274,021 |
| 繰延税金資産 | 1,066 | 【純資産の部】 | |
| 支払承諾見返 | 32,850 | 資本金 | 15,149 |
| 貸倒引当金 | △40,141 | 資本剰余金 | 7,326 |
| 資産の部合計 | 7,800,036 | 利益剰余金 | 406,361 |
| | | 自己株式 | △7,915 |
| | | 株主資本合計 | 420,920 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 113,272 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | △6,761 |
| | | 退職給付に係る調整累計額 | △7,320 |
| | | その他の包括利益累計額合計 | 99,190 |
| | | 新株予約権 | 308 |
| | | 非支配株主持分 | 5,594 |
| | | 純資産の部合計 | 526,014 |
| | | 負債及び純資産の部合計 | 7,800,036 |

連結損益計算書 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|------------------------|---------------|----------------|
| 経常収益 | | 129,180 |
| 資金運用収益 | 76,714 | |
| 貸出金利息 | 42,647 | |
| 有価証券利息配当金 | 33,301 | |
| コールローン利息 | 77 | |
| 預け金利息 | 411 | |
| その他の受入利息 | 275 | |
| 信託報酬 | 1 | |
| 役務取引等収益 | 17,833 | |
| その他業務収益 | 22,502 | |
| その他経常収益 | 12,127 | |
| 貸倒引当金戻入益 | 4,019 | |
| 償却債権取立益 | 0 | |
| その他の経常収益 | 8,107 | |
| 経常費用 | | 85,739 |
| 資金調達費用 | 7,176 | |
| 預金利息 | 2,219 | |
| 譲渡性預金利息 | 192 | |
| コールマネー利息 | 1,607 | |
| 債券貸借取引支払利息 | 1,134 | |
| 借入金利息 | 364 | |
| その他の支払利息 | 1,659 | |
| 役務取引等費用 | 4,149 | |
| その他業務費用 | 13,680 | |
| 営業経費 | 57,426 | |
| その他経常費用 | 3,306 | |
| その他の経常費用 | 3,306 | |
| 経常利益 | | 43,440 |
| 特別利益 | | 46 |
| 固定資産処分益 | 46 | |
| 特別損失 | | 394 |
| 固定資産処分損 | 269 | |
| 減損損失 | 124 | |
| 税金等調整前当期純利益 | | 43,092 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 11,872 |
| 法人税等調整額 | | 3,697 |
| 法人税等合計 | | 15,570 |
| 当期純利益 | | 27,522 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | | 269 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 27,252 |

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

株式会社 中国銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

| | | | |
|--------------------|-------|---------|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 日根野谷 正人 | ㊞ |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 神田 正史 | ㊞ |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 奥田 賢 | ㊞ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社中国銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第135期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

株式会社 中国銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

| | | | |
|--------------------|-------|---------|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 日根野谷 正人 | ㊞ |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 神田 正史 | ㊞ |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 奥田 賢 | ㊞ |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社中国銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社中国銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第135期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月11日

| | |
|----------|-----------|
| 株式会社中国銀行 | 監査役会 |
| 常勤監査役 | 立 森 伸 康 ㊟ |
| 常勤監査役 | 岡 崎 泰 夫 ㊟ |
| 社外監査役 | 西 田 三千代 ㊟ |
| 社外監査役 | 古 矢 博 通 ㊟ |
| 社外監査役 | 井 上 信 二 ㊟ |

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当行の配当方針は、株主の皆さまへより一層の利益還元を図る観点から、業績に左右されない安定配当を年間18円とし、配当と自社株取得合計の株主還元率を当期純利益の35%を目途としております。この配当方針に基づき、第135期の期末配当金につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき金10円

総額 1,947,106,220円

※中間配当金として、10円をお支払しておりますので、当事業年度の年間配当金は、2円増配の20円となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月27日（月曜日）

2. その他の剰余金の処分に関する事項

その他の剰余金の処分につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 14,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 14,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)(以下、当該法律により改正後の会社法を「改正会社法」といいます。)により、新たな機関設計として監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。

つきましては、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社へ移行したいと存じます。これに伴い、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除ならびに取締役および取締役会に関する規定の変更を行うものであります。

(2) 改正会社法により、業務執行を行わない取締役との間でも責任限定契約を締結することが可能となっているため、定款第25条を変更するものであります。なお、この変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

(3) その他、上記の変更に伴う条数等の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しています。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---------------------------------|---------------------------------|
| 第1章 総則 | 第1章 総則 |
| 第1条～第3条 (条文省略) | 第1条～第3条 (現行どおり) |
| (機関) | (機関) |
| 第4条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 | 第4条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 |
| (1) 取締役会 | (1) 取締役会 |
| (2) 監査役 | (2) <u>監査等委員会</u> |
| (3) <u>監査役会</u> | (削 除) |
| (4) 会計監査人 | (3) 会計監査人 |
| 第5条 (条文省略) | 第5条 (現行どおり) |
| 第2章 株式 | 第2章 株式 |
| 第6条～第12条 (条文省略) | 第6条～第12条 (現行どおり) |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当銀行の取締役は、<u>20名以内</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p style="padding-left: 40px;">2. (条文省略)</p> <p style="padding-left: 40px;">3. (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> | <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会<u>ならびに監査等委員会</u></p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当銀行の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>)は、<u>14名以内</u>とする。</p> <p style="padding-left: 40px;">2. <u>当銀行の監査等委員である取締役は、8名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p style="padding-left: 40px;">2. (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 40px;">3. (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="padding-left: 40px;">2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="padding-left: 40px;">3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって会長1名、副会長若干名、頭取1名、副頭取、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第25条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令に定める限度額とする。</p> | <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から会長1名、副会長若干名、頭取1名、副頭取、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任限定契約)</p> <p>第25条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令に定める限度額とする。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第26条～第27条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第28条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新 設)</p> | <p>第26条～第27条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第28条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第29条 当銀行は、取締役会の決議によって重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> |
| <p>第29条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> | <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員会に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| (新 設) | <u>(監査等委員会規程)</u> |
| | 第33条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u> |
| 第30条 (条文省略) | 第34条 (現行どおり) |
| <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u> (員数)</p> <p>第31条 <u>当銀行の監査役は、5名以内とする。</u></p> | <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> |
| (選任方法) | (削 除) |
| <p>第32条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> | |
| (任期) | (削 除) |
| <p>第33条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> | |
| (報酬等) | (削 除) |
| 第34条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u> | |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <p>(<u>社外監査役の責任限定契約</u>) <u>第35条</u> 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令に定める限度額とする。</p> | (削 除) |
| <p>(<u>常勤の監査役</u>) <u>第36条</u> 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> | (削 除) |
| <p>(<u>監査役会の招集通知</u>) <u>第37条</u> 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> | (削 除) |
| <p>(<u>監査役会規程</u>) <u>第38条</u> 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> | (削 除) |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p data-bbox="161 162 510 226">第6章 計算 第39条～第42条 (条文省略)</p> <p data-bbox="367 268 460 296">(新 設)</p> | <p data-bbox="702 162 1050 226">第5章 計算 第35条～第38条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="702 268 779 296">附 則</p> <p data-bbox="702 306 1210 370">(社外監査役の責任限定契約に関する経過措置)</p> <p data-bbox="702 379 1210 694">第1条 当銀行は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、平成28年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前までの社外監査役（社外監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令に定める限度において免除することができる。</p> |

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 14名選任の件

現在の取締役13名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、当行は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、経営監督機能の一層の強化を図るため社外取締役を1名増員し、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）14名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する 当行の 株式の数 株 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 1 | <p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">みや なが まさ と 宮 長 雅 人 (昭和29年9月12日生)</p> | <p>昭和52年4月 当行入行 平成11年6月 田ノ口支店長 平成12年10月 融資管理部長 平成15年6月 福山支店長兼備後地区本部副本部長 平成17年6月 当行取締役（融資部長委嘱） 平成18年6月 当行取締役（融資部長兼与信格付センター長委嘱） 平成19年6月 当行常務取締役 平成23年6月 当行取締役頭取（代表取締役） （全般、秘書室、NEXT10推進室担当） （現任）</p> | 18,900 |
| <p>《取締役候補者とした理由》 昭和52年に当行へ入行し、融資部門での審査・企画経験等を経て、融資管理部長、融資部長、福山支店長等を務め、担当役員として経営企画部門、リスク管理部門、コンプライアンス部門等の担当を歴任。豊富な経験から幅広い業務で深い知見を有するとともに、高いバランス感覚を有しております。 平成23年度より当行の代表者として最も適した人物であるとの判断から取締役頭取を務めており、その職務・職責を適切に果たしております。 今後も豊かな経験と深い知見を活かし、当行の業績進展をリードすることが期待できることから、取締役候補者としております。</p> | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する 当行の 株式の数 株 |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 2 | <p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">つぼ い ひろ みち 坪 井 宏 通</p> <p>(昭和28年5月18日生)</p> | <p>昭和52年4月 当行入行</p> <p>平成9年2月 玉支店長</p> <p>平成11年10月 小橋支店長</p> <p>平成13年10月 問屋町支店長</p> <p>平成14年1月 岡山西支店長</p> <p>平成15年6月 営業統括部長</p> <p>平成17年6月 当行取締役(倉敷支店長委嘱)</p> <p>平成19年6月 当行取締役(監査部長委嘱)</p> <p>平成21年6月 当行常務取締役</p> <p>平成23年6月 当行専務取締役(代表取締役)</p> <p>平成27年6月 当行取締役副頭取(代表取締役) (全般、監査部、人事部担当)(現任)</p> <p>《取締役候補者とした理由》 昭和52年に当行へ入行し、営業部門、海外支店を含む国際部門での経験等を経て、営業統括部長、監査部長、倉敷支店長等を務め、担当役員として人事部門、監査部門、リスク管理部門、コンプライアンス部門等の担当を歴任。幅広い経験から豊かな知見を有するとともに、高い推進力を有しております。 平成23年度より専務取締役、平成27年度より取締役副頭取を務めており、その職務・職責を適切に果たしております。 今後も豊かな経験と知見を活かし、当行の業績進展をリードすることが期待できることから、取締役候補者としております。</p> | 15,900 |
| 3 | <p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">あお やま はじめ 青 山 肇</p> <p>(昭和30年12月14日生)</p> | <p>昭和53年4月 当行入行</p> <p>平成11年6月 水島支店長</p> <p>平成13年6月 総合企画部長兼業務開発室長</p> <p>平成14年7月 総合企画部長</p> <p>平成16年6月 東京支店長</p> <p>平成19年6月 当行取締役(津山支店長委嘱)</p> <p>平成21年6月 当行常務取締役</p> <p>平成27年6月 当行専務取締役(代表取締役) (全般、総合企画部、コンプライアンス部、東京事務所担当)(現任)</p> <p>《取締役候補者とした理由》 昭和53年に当行へ入行し、経営企画部門での経営企画、主計部門の経験等を経て、総合企画部長、東京支店長、津山支店長等を務め、担当役員として経営企画部門、リスク管理部門、コンプライアンス部門、システム部門等の担当を歴任。豊富な経験から幅広い業務で深い知見を有し、バランス感覚と先取的な企画力を有しております。 平成27年度より専務取締役を務めており、その職務・職責を適切に果たしております。 今後も豊かな経験と幅広い知見を活かし、当行の業績進展をリードすることが期待できることから、取締役候補者としております。</p> | 12,300 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する 当行の 株式の数 |
|-------|-----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 4 | <p>再任</p> <p>やまもと よしのり 山本 督 憲 (昭和30年12月18日生)</p> | <p>昭和53年 4月 当行入行 平成13年 6月 尾道駅前支店長 平成15年 6月 融資管理部長 平成17年 6月 津山支店長 平成19年 6月 当行取締役 (融資部長兼与信格付センター長委嘱) 平成21年 6月 当行常務取締役 (融資部、事務企画部、市場管理部担当) (現任)</p> <p>《取締役候補者とした理由》 昭和53年に当行へ入行し、融資部門での審査経験等を経て、融資管理部長、融資部長、津山支店長等を務め、担当役員として融資部門、事務部門、市場管理部門等の担当を歴任。豊富な経験からの確かな与信判断や事務、リスク管理業務での深い知見を有しております。 平成21年度より常務取締役を務めており、その職務・職責を適切に果たしております。 今後も豊かな経験と幅広い知見を活かし、当行の業績進展への貢献が期待できることから、取締役候補者としております。</p> | 株 12,200 |
| 5 | <p>再任</p> <p>はなざわ ひろゆき 花澤 礼 志 (昭和31年5月19日生)</p> | <p>昭和54年 4月 当行入行 平成11年 2月 玉島北支店長 平成13年 6月 資金証券部長 平成16年 6月 総合企画部長 平成17年 6月 当行取締役 (総合企画部長委嘱) 平成19年 6月 当行取締役 (本店営業部長委嘱) 平成21年 6月 当行取締役 (監査部長委嘱) 平成23年 6月 当行常務取締役 (備後地区本部長委嘱) (現任)</p> <p>《取締役候補者とした理由》 昭和54年に当行へ入行し、資金証券部門での運用経験等を経て、資金証券部長、総合企画部長、監査部長、本店営業部長等を務め、担当役員として資金証券部門、総務部門等の担当を歴任。豊富な経験からの確かな資金運用での深い知見を有しております。 平成23年度より常務取締役を務めており、その職務・職責を適切に果たしております。 今後も豊かな経験と幅広い知見を活かし、当行の業績進展への貢献が期待できることから、取締役候補者としております。</p> | 株 11,900 |
| 6 | <p>再任</p> <p>あさ ま よし まさ 浅間 義 正 (昭和32年5月29日生)</p> | <p>昭和56年 4月 当行入行 平成13年10月 赤穂支店長 平成16年 6月 資金証券部長 平成21年 6月 当行取締役 (資金証券部長委嘱) 平成23年 6月 当行常務取締役 (備後地区本部長委嘱) 平成27年 2月 当行常務取締役 (四国地区本部長委嘱) 平成27年 6月 当行常務取締役 (資金証券部、国際部、総務部担当) (現任)</p> <p>《取締役候補者とした理由》 昭和56年に当行へ入行し、資金証券部門での運用経験等を経て、赤穂支店長、資金証券部長等を務め、担当役員として資金証券部門、国際部門、営業推進・企画部門等の担当を歴任。豊富な経験からの確かな資金運用や営業推進業務での深い知見を有しております。 平成23年度より常務取締役を務めており、その職務・職責を適切に果たしております。 今後も豊かな経験と幅広い知見を活かし、当行の業績進展への貢献が期待できることから、取締役候補者としております。</p> | 株 14,400 |

| 候補者番号 | 氏名(生年月日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当行の株式の数 |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 7 | <p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">ふく だ まさ ひこ 福田 正彦 (昭和30年5月10日生)</p> | <p>昭和53年4月 当行入行 平成9年2月 藤戸支店長 平成11年6月 研修室長 平成13年2月 倉敷駅前支店長 平成15年6月 奉還町支店長兼津島支店長 平成16年6月 奉還町支店長 平成17年6月 事務企画部長 平成19年6月 岡山西支店長 平成21年6月 当行取締役(本店営業部長委嘱) 平成25年6月 当行常務取締役(営業統括部、営業企画部、金融営業部担当)(現任)</p> <p>《取締役候補者とした理由》 昭和53年に当行へ入行し、人事部門での人事企画の経験等を経て、事務企画部長、岡山西支店長、本店営業部長等を務め、担当役員として営業推進・企画部門等の担当を歴任。豊富な経験から営業推進業務での深い知見を有しております。 平成25年度より常務取締役を務めており、その職務・職責を適切に果たしております。 今後も豊かな経験と幅広い知見を活かし、当行の業績進展への貢献が期待できることから、取締役候補者としております。</p> | 株 9,400 |
| 8 | <p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">か どう さだ のり 加藤 貞則 (昭和32年8月23日生)</p> | <p>昭和56年4月 当行入行 平成15年2月 鴨方支店長 平成17年2月 岡南支店長 平成20年2月 システム部副部長 平成20年6月 システム部長 平成24年6月 当行理事(システム部長) 平成25年6月 当行取締役(人事部長委嘱) 平成27年6月 当行常務取締役(システム部、リスク統括部担当)(現任)</p> <p>《取締役候補者とした理由》 昭和56年に当行へ入行し、経営企画部門、営業企画部門の経験等を経て、岡南支店長、システム部長、人事部長等を務め、担当役員としてシステム部門、リスク統括部門等の担当を歴任。豊富な経験からシステム業務での深い知見を有しております。 平成27年度より常務取締役を務めており、その職務・職責を適切に果たしております。 今後も豊かな経験と幅広い知見を活かし、当行の業績進展への貢献が期待できることから、取締役候補者としております。</p> | 株 15,757 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する 当行の 株式の数 |
|-------|---------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 9 | <p>再任</p> <p>あん どう ひろ みち 安 東 寛 倫 (昭和33年2月28日生)</p> | <p>昭和56年4月 当行入行 平成14年2月 東岡山支店長 平成16年1月 岡山南支店副支店長 平成17年11月 営業支援部上席スーパーバイザー 平成18年6月 営業支援部上席スーパーバイザー兼 公務担当部長 平成19年6月 総合企画部長 平成21年6月 東京支店長 平成23年6月 当行取締役 (人事部長委嘱) 平成25年6月 当行取締役 (監査部長委嘱) (現任)</p> <p>《取締役候補者とした理由》 昭和56年に当行へ入行し、人事部門での経験等を経て、総合企画部長、人事部長を歴任する等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。 監査部長としての経験を踏まえ、また、その経験や知見を活かし、当行の業績進展への貢献が期待できることから、取締役候補者としております。</p> | 株 11,100 |
| 10 | <p>再任</p> <p>し わ く かず し 塩 飽 和 志 (昭和34年1月21日生)</p> | <p>昭和56年4月 当行入行 平成14年2月 連島支店長 平成16年6月 福山支店副支店長 平成18年2月 米子支店長 平成20年11月 児島支店長 平成23年6月 当行取締役 (倉敷支店長委嘱) 平成25年6月 当行取締役 (営業統括部長委嘱) 平成27年6月 当行取締役 (四国地区本部長委嘱) (現任)</p> <p>《取締役候補者とした理由》 昭和56年に当行へ入行し、融資部門での経験等を経て、営業統括部長等を歴任する等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。 四国地区本部の統括としての経験を踏まえ、また、その経験や知見を活かし、当行の業績進展への貢献が期待できることから、取締役候補者としております。</p> | 株 7,100 |
| 11 | <p>再任</p> <p>つ り い と き かず 釣 井 時 和 (昭和34年10月25日生)</p> | <p>昭和57年4月 当行入行 平成15年6月 福浜支店長兼福富支店長 平成16年6月 福浜支店長 平成17年10月 備後地区本部担当部長 平成17年11月 備後地区本部上席スーパーバイザー 平成19年10月 赤磐支店長 平成21年6月 大阪支店長 平成23年6月 当行取締役 (四国地区本部長委嘱) 平成25年6月 当行取締役 (津山支店長委嘱) 平成27年6月 当行取締役 (倉敷支店長委嘱) (現任)</p> <p>《取締役候補者とした理由》 昭和57年に当行へ入行し、経営企画部門での経験等を経て、四国地区本部長、津山支店長を歴任する等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。 倉敷エリアの統括としての経験を踏まえ、また、その経験や知見を活かし、当行の業績進展への貢献が期待できることから、取締役候補者としております。</p> | 株 15,100 |

| 候補者番号 | 氏名(生年月日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当行の株式の数 |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 12 | <p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">てら さか こう じ 寺坂幸治</p> <p>(昭和32年10月25日生)</p> | <p>昭和55年4月 当行入行 平成15年2月 日生支店長 平成17年6月 府中支店長 平成21年6月 融資部長兼与信格付センター長 平成23年10月 融資部長 平成24年6月 当行理事(融資部長) 平成25年6月 当行取締役(四国地区本部長委嘱) 平成27年2月 当行取締役(本店営業部長委嘱)(現任)</p> <p>《取締役候補者とした理由》 昭和55年に当行へ入行し、融資部門での経験等を経て、融資部長、四国地区本部長を歴任する等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。 本店営業部長としての経験を踏まえ、また、その経験や知見を活かし、当行の業績進展への貢献が期待できることから、取締役候補者としております。</p> | 株 5,776 |
| 13 | <p style="text-align: center;">再任 社外</p> <p style="text-align: center;">さ とう よし お 佐藤芳郎</p> <p>(昭和24年2月14日生)</p> | <p>昭和49年7月 アーサー・アンダーセン・アンド・カンパニー入社 昭和54年7月 同社退職 昭和54年8月 等松青木監査法人入社 昭和56年3月 公認会計士登録 昭和61年8月 等松青木監査法人退職 昭和61年9月 佐藤芳郎公認会計士事務所設立 平成18年6月 当行社外監査役 平成26年6月 当行社外取締役(現任)</p> <p>《社外取締役候補者とした理由》 長年にわたる公認会計士としての職歴を通じて、財務および会計に関して豊富な経験と高い見識・専門性を有するとともに、地元経済界を十分に熟知しております。 その知見を活かした提言を行い、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できることから、社外取締役候補者としております。</p> | 株 500 |
| 14 | <p style="text-align: center;">新任 社外</p> <p style="text-align: center;">こ であら あきら 小寺明</p> <p>(昭和22年4月23日生)</p> | <p>昭和45年4月 伊藤忠商事(株)入社 平成12年6月 同社執行役員 平成14年4月 同社常務執行役員 平成16年6月 同社代表取締役常務 平成18年6月 同社退職 伊藤忠エネクス(株)代表取締役社長 平成24年6月 同社取締役会長 平成27年3月 同社退職</p> <p>《社外取締役候補者とした理由》 伊藤忠商事(株)代表取締役常務、伊藤忠エネクス(株)代表取締役社長、取締役会長を歴任する等、企業経営の豊富な経験および高い見識を有しております。 企業経営の経験者として、その知見を活かした提言を行い、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できることから、社外取締役候補者としております。</p> | 株 — |

- (注) 1. 各取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 佐藤芳郎氏、小寺明氏は、社外取締役候補者であります。なお、当行は、佐藤芳郎氏を東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」として届け出ており、本議案が承認可決された場合、佐藤芳郎氏、小寺明氏を「独立役員」として指定する予定です。
3. 佐藤芳郎氏の当行社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 当行は、佐藤芳郎氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結しております。本議案が承認可決された場合、当行は、佐藤芳郎氏との責任限定契約を継続し、小寺明氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく社外取締役の責任限度額は法令に定める最低責任限度額となります。

第4号議案 監査等委員である取締役6名選任の件

当行は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたしますとともに、監査役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する 当行の 株式の数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 1 | <p>新任</p> <p>たち もり のぶ やす 立 森 伸 康 (昭和31年2月24日生)</p> | <p>昭和54年4月 当行入行 平成15年6月 総合企画部担当部長 平成16年6月 コンプライアンス・リスク統括部長 平成19年6月 コンプライアンス部長 平成23年1月 当行理事（コンプライアンス部長） 平成23年6月 当行常勤監査役（現任）</p> | 株 6,100 |
| <p>《取締役候補者とした理由》 昭和54年に当行へ入行し、コンプライアンス部長等を歴任する等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。 その経験や知見を、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できることから、監査等委員である取締役候補者としております。</p> | | | |
| 2 | <p>新任</p> <p>おか ぎき やす お 岡 崎 泰 夫 (昭和33年2月9日生)</p> | <p>昭和55年4月 当行入行 平成14年7月 玉支店長 平成17年2月 鴨方支店長 平成21年6月 総務部長 平成24年6月 当行常勤監査役（現任）</p> | 株 5,656 |
| <p>《取締役候補者とした理由》 昭和55年に当行へ入行し、総務部長等を歴任する等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。 その経験や知見を、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できることから、監査等委員である取締役候補者としております。</p> | | | |
| 3 | <p>新任 社外</p> <p>にし だ みちよ 西 田 三千代 (昭和16年9月27日生)</p> | <p>昭和44年4月 司法修習生 昭和46年4月 弁護士登録 昭和46年4月 西田法律事務所開設 平成11年度 岡山弁護士会会長 平成11年度 日本弁護士連合会常務理事 平成15年6月 当行社外監査役（現任）</p> | 株 10,000 |
| <p>《社外取締役候補者とした理由》 長年にわたる弁護士としての職歴を通じて、豊富な経験と高い見識・専門性を有しております。 法律の専門家として、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者としております。</p> | | | |

| 候補者番号 | 氏名(生年月日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当行の株式の数 |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| 4 | <p>新任 社外</p> <p>ふる や ひろ みち 古 矢 博 通</p> <p>(昭和23年8月27日生)</p> | <p>昭和46年4月 岡山県庁入庁</p> <p>平成18年4月 農林水産部長</p> <p>平成20年4月 公営企業管理者</p> <p>平成21年4月 岡山県副知事就任</p> <p>平成24年11月 岡山県副知事退任</p> <p>平成25年6月 当行社外監査役(現任)</p> | 株 — |
| | <p>《社外取締役候補者とした理由》</p> <p>岡山県副知事を歴任する等、地方行政に携わった豊富な経験と見識を有しております。行政の専門家として、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者としております。</p> | | |
| 5 | <p>新任 社外</p> <p>いの うえ しん じ 井 上 信 二</p> <p>(昭和34年4月22日生)</p> | <p>昭和57年10月 新和監査法人入社</p> <p>昭和60年12月 同法人退職</p> <p>昭和61年3月 公認会計士登録</p> <p>昭和61年3月 井上公認会計士事務所設立</p> <p>平成26年6月 当行社外監査役(現任)</p> | 株 — |
| | <p>《社外取締役候補者とした理由》</p> <p>長年にわたる公認会計士としての職歴を通じて、財務および会計に関して豊富な経験と高い見識・専門性を有しております。財務および会計の専門家として、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者としております。</p> | | |
| 6 | <p>新任 社外</p> <p>さい どう とし ひで 西 藤 俊 秀</p> <p>(昭和27年7月16日生)</p> | <p>昭和51年4月 花王石鹼(株)(現、花王(株))入社</p> <p>平成16年6月 同社取締役執行役員</p> <p>平成24年6月 同社取締役常務執行役員</p> <p>平成26年3月 同社退職</p> | 株 — |
| | <p>《社外取締役候補者とした理由》</p> <p>花王(株)取締役常務執行役員として法務・コンプライアンス部門を歴任する等、企業経営の豊富な経験および高い見識を有しております。企業経営の経験者として、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者としております。</p> | | |

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 西田三千代氏、古矢博通氏、井上信二氏、西藤俊秀氏は、社外取締役候補者であります。なお、当行は、古矢博通氏、井上信二氏を東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」として届け出ており、本議案が承認可決された場合、古矢博通氏、井上信二氏、西藤俊秀氏を「独立役員」として指定する予定です。
3. 当行は、西田三千代氏、古矢博通氏、井上信二氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結しております。第2号議案「定款一部変更の件」および本議案が承認可決された場合、当行は、西田三千代氏、古矢博通氏、井上信二氏との責任限定契約を継続し、西藤俊秀氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく社外取締役の責任限度額は法令に定める最低責任限度額となります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） の報酬額設定の件

当行の取締役の報酬体系につきましては、平成21年6月24日開催の第128回定時株主総会において、確定金額報酬、業績連動型報酬、およびストック・オプション報酬とし、確定金額報酬については年額3億円以内、ストック・オプション報酬額については年額1億円以内としてご承認いただき今日に至っておりますが、当行は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬額に関する定めにて代えて取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の確定金額報酬額を、経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額3億円以内（うち社外取締役の報酬額は年額3千万円以内）、社外取締役を除く取締役の業績連動型報酬額を、当期純利益を基準として次表の業績連動型報酬限度額の内容と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、社外取締役の報酬体系は確定金額報酬のみといたします。また、取締役の確定金額報酬額および業績連動型報酬額につきましては、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は13名（うち社外取締役は1名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）14名選任の件」が原案どおり承認可決されまると、取締役は14名（うち社外取締役2名）となります。

本議案は第2号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとし、支給時期、配分等については、取締役会にご一任させていただきたいと存じます。

※業績連動型報酬限度額

| 当期純利益（注） | 業績連動報酬限度額 |
|------------------|-----------|
| 250億円超 | 90百万円 |
| 225億円超 ～ 250億円以下 | 80百万円 |
| 200億円超 ～ 225億円以下 | 70百万円 |
| 175億円超 ～ 200億円以下 | 60百万円 |
| 150億円超 ～ 175億円以下 | 50百万円 |
| 125億円超 ～ 150億円以下 | 40百万円 |
| 100億円超 ～ 125億円以下 | 30百万円 |
| 75億円超 ～ 100億円以下 | 20百万円 |
| 50億円超 ～ 75億円以下 | 10百万円 |
| 50億円以下 | 0円 |

(注) 当期純利益は、当行単体のみの額といたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当行は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の確定金額報酬額を、経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額8千万円以内に定めること、ならびに各監査等委員である取締役に対する支給時期、配分等については、監査等委員である取締役の協議によることにご一任願いたいと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は6名（うち社外取締役は4名）となります。

本議案は第2号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案 ストック・オプション報酬額および内容決定の件

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬額については、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」が原案どおり承認可決されますと、確定金額報酬と業績連動型報酬となりますが、これらの報酬額とは別枠にて、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を年額1億円以内の範囲で割り当てることにつきご承認願いたいと存じます。

ストック・オプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価値に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて得た額となります。

第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）14名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本議案にいう株式報酬型ストック・オプションの対象となる取締役は12名となります。なお、取締役への支給時期、配分等につきましては取締役会にご一任いただきたいと思います。

取締役に報酬として新株予約権を割り当てる理由ならびにその新株予約権の内容は、次のとおりであります。

1. 報酬として新株予約権を割り当てる理由

当行の業績と株式価値との連動性を一層強めることにより、取締役の企業業績向上へのインセンティブ効果ならびに株主さまとの利益を共有することによって中長期にわたる株主価値向上の経営意識を従来以上に高めるためであります。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の総数および目的となる株式の種類および数

新株予約権の個数 1,000個を1年間の上限といたします。

目的となる株式 当行普通株式10万株を1年間の上限といたします。

新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は100株といたします。なお、当行が合併、会社分割、株式無償割当、株式併合等により、付与株式数を変更することが適切な場合は、必要な調整を行うものといたします。

(2) 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデル^(注)により算出した価額を払込金額といたします。なお、新株予約権の割り当てを受けたものは、当該払込金額の払込みに代えて、当行に対する報酬債権を相殺するものといたします。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行または移転される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額といたします。

(4) 新株予約権を行使できる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内といたします。

(5) 新株予約権の主な条件

新株予約権者は、上記(4)の期間内において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものといたします。

(6) その他新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めることといたします。

(注) ブラック・ショールズモデルとは、株価、権利行使価格、ボラティリティ（株価変動性）、無リスク利子率、権利行使期間を変数としてオプション評価額を算出するもので、実務上も定着した算定技法であります。

※ ご参考

現行の役員報酬体系

| | | | |
|-----|------------------|---------|--------------|
| 取締役 | 確定金額報酬（年額3億円以内） | 業績連動型報酬 | ストック・オプション報酬 |
| 監査役 | 確定金額報酬（年額8千万円以内） | | |

変更後の役員報酬体系

| | | | |
|--------------------------|---------------------------------------|------------------|-----------------------|
| 監査等委員でない取締役 （内、社外取締役） | 確定金額報酬（年額3億円以内） （確定金額報酬（年額3千万円以内）） | 業績連動型報酬 （ — ） | ストック・オプション報酬 （ — ） |
| 監査等委員である取締役 | 確定金額報酬（年額8千万円以内） | | |

以上

